

報告会社 御中

一般社団法人  
近畿ブロック昇降機等検査協議会



## 令和元年度 9 月分 受付状況ご通知（月報）

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、9 月度の受付台数は 12,395 台で前年同月比 103.4%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

### 1. 彦根市の「彦根駅東土地区画整理事業」に伴う住所変更について

平成 29 年 11 月 25 日から、彦根駅東土地区画整理事業により、古沢町・里根町・外町・安清東町のそれぞれ一部が、新たに「駅東町（えきひがしちょう）」となりました。

しかし、未だ住所変更がされていない報告書があるとの連絡がありましたので、所有者・管理者様へ捺印依頼時等には必ず住所確認をお願いします。

### 2. 別添 1 様式への写真貼付について

行政庁より、複数台報告の別添 1 様式に貼り付けている写真に同じ写真を使用しているとの指摘がありました。作成時にはご注意願います。

### 3. 報告後の要是正訂正依頼について

協議会では要是正報告書は、締日を待たずに行政庁へ報告していますので、協議会での訂正はできません。行政庁においても原則訂正はできませんので、提出前に必ず確認していただくようお願いいたします。

※よくある事例：①接触器の交換時期の誤り ②エスカレーター安全対策の判定

### 4. 併願申請物件（四号建築物）の記載方法について

新築又は増築した建築物と昇降機を同時に確認申請している物件（四号建築物）については、報告書第 2 面【1.昇降機に係る確認済証交付年月日等】欄には建築物の確認番号等を記載してください。（建築物の検査済証のコピーを添付願います。）また、報告書第 2 面【8.備考】欄に“四号建築物”と記入願います。

※四号建築物に後付けされたエレベーターの取扱いについては、平成 28 年度 2 月分月報を参照願います。

### 5. 定期検査報告書のご提出についてのお願い

(1) 定期報告書のご提出の際は、既存物件の上に新規物件を纏めてご提出願います。

新規物件と既存物件を混在して提出いただくと、事務処理に時間を要してしまいますのでご協力をお願いします。

(2) 内容確認依頼書は、返答を記載の上、報告書へ添付してご返却願います。

内容確認依頼書を外して再提出されるケースが散見されます。

上記 2 件、よろしくお願い致します。

以上